

審判制度の在り方

独占禁止法基本問題報告書においては、審判制度の在り方について、「不服審査型審判方式は、…当面は、これを維持することが適当である。」とされているが、「**①審判の迅速化や②趣旨に沿わない審判の増加を防止するための措置を講じた上で、③独占禁止法違反事件の大部分を占める入札談合事案に関する実効的予防策の状況を踏まえつつ、**事前審査型審判方式を改めて採用することが適当である。」とされている。

⇒ 不服審査型審判方式の採用は、事前審査型審判方式の問題点を克服できるという特長があったところ、当該問題点をほかの方法によって解決することができるのであれば、事前審査型審判方式を改めて採用することが適当とするもの。

<事前審査型審判方式への課題>

①審判の迅速化のための措置

- ・ 早期に競争状態を回復することができないことへの対応

②趣旨に沿わない審判の増加を防止するための措置

- ・ 課徴金納付の先送りのために審判で争う誘因が生じることへの対応

③独占禁止法違反事件の大部分を占める入札談合事案に関する実効的予防策

- ・ 指名停止（公取委による処分の後で行われる）を受ける時期をコントロールするために審判で争う誘因が生じる事への対応